

教育委員会会議提出議案

第13号

福岡県指定文化財の指定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和6年3月13日

教 育 長

(理由)

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項及び第37条第1項の規定により、福岡県指定文化財の指定をしようとするものである。

【福岡県指定文化財の指定について】

①指定案件

(1) 高見神社

類型：有形文化財（建造物）

員数：13棟、2基

所在地：北九州市八幡東区高見1丁目1番1号

所有者：高見神社

(2) 木屋家文書

類型：有形文化財（古文書）

員数：41点

所在地：八女市黒木町今1053

所有者：個人（八女市教育委員会保管）

(3) 下唐原古墳群

類型：記念物（史跡）

員数：5

所在地：築上郡上毛町字下唐原1143-11、1588-1、1589、
1590-1、1591-17

土地所有者：能満寺、個人

②追加指定及び名称変更案件

(1) 中間唐戸の水門

類型：記念物（史跡）

員数：1

所在地：中間市大字中間8150、4014の7番地の地先

所有者：中間市

指定年月日：昭和58年3月19日

変更後の名称：堀川

員数：2

追加指定：吉田・大善間切貫

追加指定所在地：北九州市八幡西区大善2丁目水路の一部、遠賀郡水巻町吉田60
00のうち一部、2086-1のうち一部 計：4,441m²

土地所有者：国土交通省（福岡県北九州市土整備事務所管理）、水巻町

[資料目次]

・福岡県指定文化財の指定について（答申）

1 指定案件

（１）高見神社（建造物；北九州市）・・・・・・・・・・ 1

（２）木屋家文書（古文書；八女市）・・・・・・・・・・ 6

（３）下唐原古墳群（史跡；上毛町）・・・・・・・・・・ 9

2 追加指定及び名称変更案件

（１）堀川（史跡；北九州市・中間市・水巻町）・・・・・・・・ 12



令和6年1月26日

福岡県教育委員会 殿

福岡県文化財保護審議会会長



福岡県指定文化財の指定について（答申）

このことについて、福岡県文化財保護審議会条例（昭和50年福岡県条例第41号）第2条の規定に基づき、慎重に調査審議した結果、別紙のとおり答申します。

1 指定案件

種別	名称	市町村	答申内容
有形文化財 (建造物)	高見神社	北九州市	指定することが適当である。
有形文化財 (古文書)	木屋家文書	八女市	指定することが適当である。
記念物 (史跡)	下唐原古墳群	上毛町	指定することが適当である。

2 追加指定及び名称変更

記念物 (史跡)	堀川	北九州市 中間市 水巻町	追加指定及び名称変更することが 適当である。
-------------	----	--------------------	---------------------------

指定案件

1 物件の表示

類 型 等	有形文化財 建造物
名 称	高見神社(たかみじんじや)
構造及び形式	本殿^{ほんでん} 木造、三間社流造、銅板葺 祝詞舎^{のりとや} 木造、桁行一間、梁間一間、切妻造、銅板葺 拝殿^{はいでん} 木造、桁行三間、梁間二間、入母屋造、向拝三間、銅板葺 祭舎及び渡廊(西)^{さいしや わたりろう} 祭舎 木造、桁行三間、梁間一間、切妻造、銅板葺、南面庇付 渡廊 木造、桁行三間、梁間一間、入母屋造、銅板葺 祭舎及び渡廊(東)^{さいしや わたりろう} 祭舎 木造、桁行三間、梁間一間、切妻造、銅板葺、南面庇付 渡廊 木造、桁行三間、梁間一間、入母屋造、銅板葺 透塀門及び透塀^{すきべいもん すきべい} 透塀門 木造、一間一戸、腕木門、銅板葺、間口 2.1m 透塀 木造、銅板葺、総延長 58.6m、潜戸付 神饌所^{しんせんじょ} 木造、桁行 7.3m、梁間 4.5m、入母屋造、銅板葺、西面鉄筋コンクリート造橋附属、北面突出部 木造平屋建、桁行 4.5m、梁間 3.6m、切妻造、銅板葺 神楽殿及び渡廊下^{かぐらでん わたりろうか} 神楽殿 木造、桁行 11.2m、梁間 5.5m、入母屋造、銅板葺、左右翼廊 各桁行 3.6m、梁間 4.5m、切妻造、銅板葺 渡廊下 木造、桁行 5.5m、梁間 1.8m、切妻造、銅板葺 神門^{しんもん} 木造、三間三戸、入母屋造、銅板葺 袖舎及び廻廊(西)^{そでしや かいろう} 袖舎 木造一部鉄筋コンクリート造、桁行 7.3m、梁間 3.6m、入母屋造、銅板葺 廻廊 木造一部鉄筋コンクリート造、桁行 6.8m、梁間 2.7m、切妻造、銅板葺 袖舎及び廻廊(東)^{そでしや かいろう} 袖舎 木造一部鉄筋コンクリート造、桁行 7.3m、梁間 3.6m、入母屋造、銅板葺 廻廊 木造一部鉄筋コンクリート造、桁行 13.6m、梁間 2.7m、切妻造、銅板葺 掖神門及び玉垣^{わきしんもん たまがき} 掖神門 木造、一間一戸、腕木門、銅板葺、間口 2.5m 玉垣 木造、銅板葺、総延長 11.0m 手水舎^{てみずしや} 木造、桁行 3.6m、梁間 1.1m、切妻造、銅板葺 第一鳥居^{だいいちとりい} 鉄筋コンクリート造、明神鳥居、間口 6.1m 第二鳥居^{だいにとりい} 木造、明神鳥居、間口 5.5m 附 棟札 1 枚、置札 1 枚 (昭和十一年十月二十五日上棟) 設計書 1 冊 (「高見神社新築設計書」)
員 数	13 棟、2 基
所 在 地	北九州市八幡東区高見 1 丁目 1 番 1 号

所有者	高見神社
所有者の住所	北九州市八幡東区高見1丁目1番1号

2 物件の概要

高見神社は、神功皇后^{じんぐうこうごう}の朝鮮出兵の際に戦勝を祈願して、洞海湾^{どうかいわん}付近の高見山^{こうそ}に皇祖神^{こうそじん}十二柱を祀ったのが創始とされる。明治30年(1897)2月に官営製鐵所の建設地が遠賀郡八幡村に決定し、高見神社が鎮座する高見山は工場用地の一部となり、明治31年に近隣の豊山八幡神社^{とよやまはちまんじんじや}の境内に遷座された。昭和9年(1934)1月の日本製鐵株式会社の創設等を契機に、八幡製鐵所の鎮守社として高見神社を建立する機運が高まり、大蔵入地^{おおくらいりち}に遷座地を決定した。昭和11年の上棟祭^{じょうとうさい}の棟札^{むなふだ}・置札^{おきふだ}には、工事関係者の氏名や所属等が記載されており、設計監督顧問は内務省神社局技師^{すなみたかし}の角南隆^{でんないほせつ}、殿内舗設設計は内務省神社局考証課長^{みやじなおかず}の宮地直一が担当した。

第一期工事は、昭和10年10月から昭和12年4月にかけて実施され、本殿・祝詞舎^{のりとや}・拝殿^{わたりどう}・渡廊^{さいしや}・祭舎^{すきべいもん}・透塀門及び透塀・第一鳥居・第二鳥居等が完成した。第二期工事は、昭和12年4月から昭和13年3月にかけて実施され、神饌所^{しんせんしよ}・神楽殿^{かぐらでん}・渡廊下^{てみずしや}・手水舎等が完成した。第三期工事は、昭和13年から昭和17年にかけて実施され、神門^{そでしや}・袖舎^{わきしんもん}・廻廊^{わきしんもん}・掖神門^{わきしんもん}・渡廊下等が昭和15年に完成し、同年11月3日に竣工記念祭が執行された。その後、昭和17年に社務所が完成した。

境内は丘陵地を造成して、下段を中境内^{なか}、上段を上境内^{うへ}とし、上境内の北側奥に祭祀のための主要社殿を配置する。社殿の配置計画は、丘陵地の地形を利用して、神聖度の高い空間ほど地盤面を高く上げて社殿を配置するとともに、八幡製鐵所の従業員の多数参拝に対応するために、序列に応じた参拝空間を形成する。

高見神社は、内務省神社局技師の角南隆が神社造営の設計顧問となり、同局考証課長の宮地直一が祭祀考証や殿内設備の設計を担当するなど、全国の官国幣社の神社行政を主導する神社建築の第一人者らが関与し、八幡製鐵所の資金・技術・労働力を駆使して造営された。社殿は良質な台湾檜を用いた素木造で、祭祀のしやすさや多数参拝を考慮した機能的な配置計画は先駆的であり、角南隆を中心とする内務省神社局による近代の神社建築の特徴を示す。また、丘陵地の地形を活かした巧みな配置や変化に富んだ屋根の構成など、大規模な社殿群を優れた意匠でまとめており、日本の近代製鉄の礎を築いた八幡製鐵所の鎮守社に相応しい壮麗な社頭景観を形成する。これら一連の社殿群が良好な状態で現存しており、県内における昭和前期の神社建築を代表する貴重な文化財である。



図1 高見神社位置図

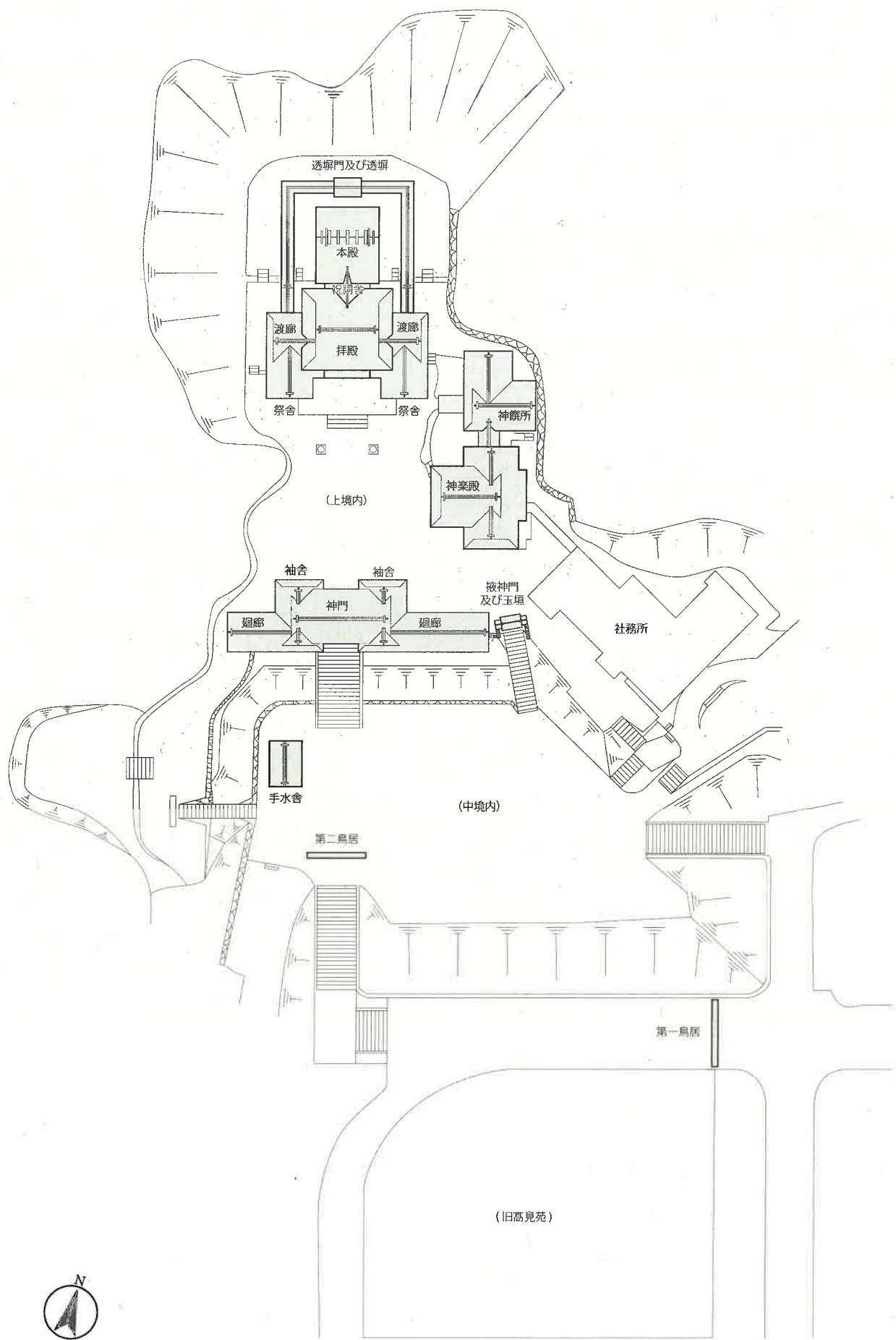


図2 高見神社配置図



写真1 拝殿・渡廊・祭舎
(南から)



写真2 拝殿・渡廊内部
(南東から)



写真3 本殿・祝詞舎
(南東から)

指定案件

1 物件の表示

類 型 等	有形文化財 古文書
名 称	木屋家文書（きやけもんじょ）
員 数	41点
所 在 地	学びの館（八女市黒木町今1053）
所 有 者	個人
所有者の住所	八女市

2 物件の概要

本件は、八女市黒木町大字木屋の木屋家に伝わる南北朝時代から近代にかけての文書群である。南北朝時代に当地を領有し、宮方として活躍した木屋行実（1334?～?）が作成した文書をはじめとする南北朝時代の文書8通、慶長年間までの文書5通、柳川藩主書状2通、近世文書17点、明治時代の文書9点からなる。中世文書及び柳川藩主書状の計15通は八女市指定文化財となっている。

正平8年（1353）から正平11年までの史料は、北部九州の各所における行実の戦功について述べている。特に、正平14年の軍忠状（史料番号7）は大保原合戦について記された宮方唯一の一次史料であり、筑後川を渡った日付や合戦の戦闘時間が判明する。

柳川藩主の書状のうちの1通（史料番号15）には柳川藩2代藩主立花忠茂の花押が認められ、自らの体調について女性宛てに出した書状であると考えられる。同書状は江戸時代の木屋氏が柳川藩の侍医となったこととの関係を指摘できる。

明治21年（1888）に作成された系図（史料番号41）は、中世から明治時代の定実に至るまでの木屋氏の歴史、作成当時の木屋氏の家系に対する意識を読み取ることができる。定実は明治6年に小学校の三等助教に任じられ、明治13年に県会議員、同33年には郡会議員に当選し、地元の名士として活躍した。

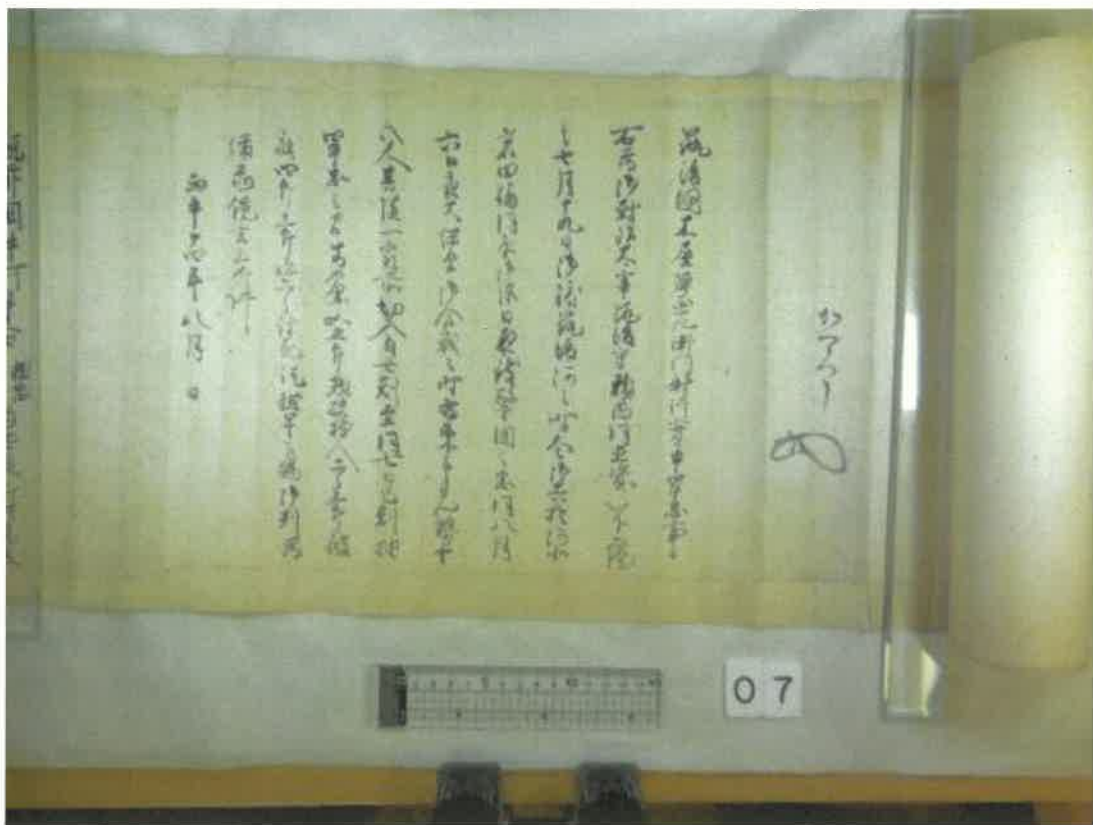
このように、木屋家文書は、南北朝時代の一次史料として本県の歴史を明らかにするものであり、木屋家に伝来した近世・近代の文書は、地元の名士として活躍した木屋家の歴史を知ることができる貴重な文化財である。



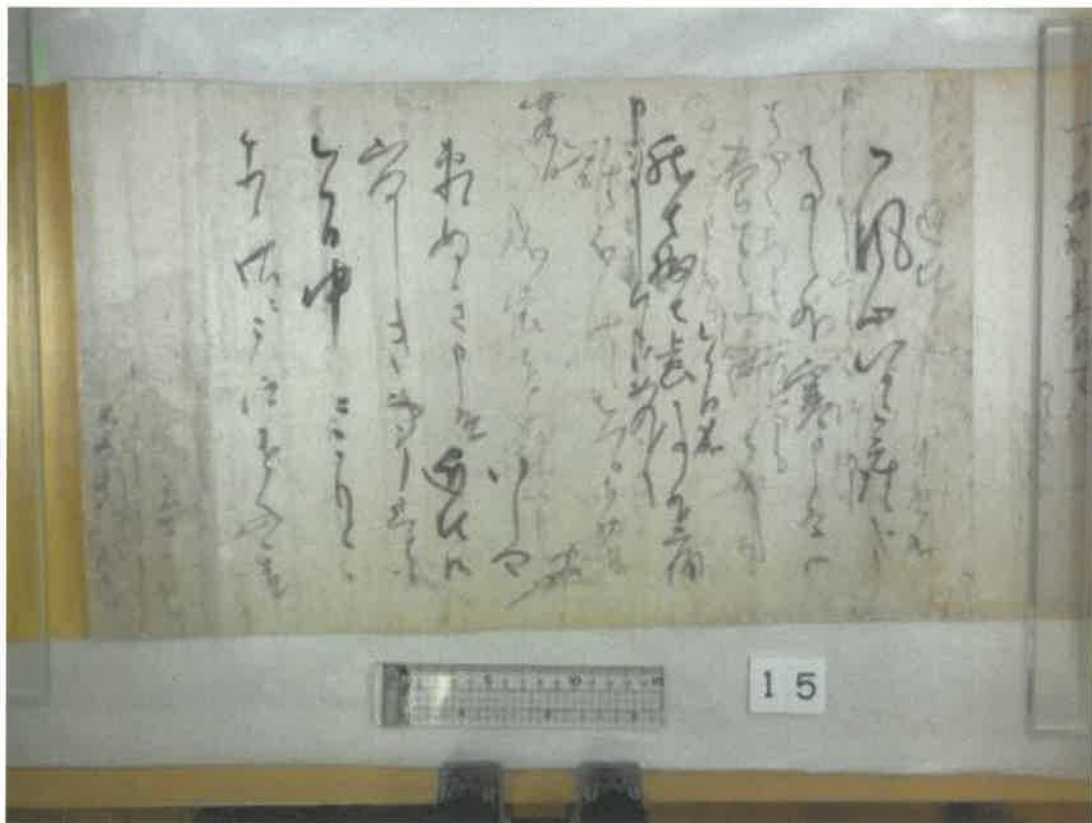
図1 木屋家文書関係位置図

木屋家文書指定目録

番号	史料名	年月日	番号	史料名	年月日
1	木屋行実軍忠状	正平八年(1353)七月日	22	覚	(近世)
2	木屋行実軍忠状	正平九年(1354)十一月十五日	23	日向神案内助辨完	安永八年(1779)巳亥四月
3	木屋行実軍忠状	正平十年(1355)十二月日	24	〔系図〕	(近世)
4	征西將軍宮令旨	正平十一(1356)年八月七日	25	〔年表〕	(近世)
5	征西將軍宮令旨	正平十二年(1357)七月二日	26	明治廿四年九月九日旧卯八月七日ヨリ木屋家新築二付人夫扣	明治二十四年
6	木屋行実軍忠状	正平十四年(1358)五月日	27	文政改写調家年契	(近世)
7	木屋行実軍忠状	正平十四年(1358)八月日	28	家法 手扣 雑記	(近世)
8	征西將軍宮令旨	正平十五年(1359)六月五日	29	右小学校三等助教試補申附候事	明治六年七月十四日
9	知行充行状	七月二十三日	30	県会議員当選状	明治十三年三月十七日
10	畠中源六売券	永享七年(1435)月日	31	当選証書	明治三十二年九月三十日
11	知行充行状	十二月十六日	32	〔書状〕	九月廿七日
12	知行充行状	天正十二年(1584)七月三日	33	八女郡学生会会則	(近代)
13	知行充行状	慶長十五年(1610)三月吉日	34	覚	寛十二月(近世)
14	柳川藩主書状	(近世)	35	〔書状〕	十一月五日(近代?)
15	柳川藩主書状	(近世)	36	舌代	十一月廿八日(近代?)
16	宿坊記録	(近世)	37	〔書状〕	(近世)
17	措一件之扣	寛政～文化年間	38	〔書状〕	(近世)
18	享和三癸亥春三月三日道中諸雑記	享和三年(1803)三月三日	39	調家系譜写	(近世)
19	寛政七年卯十一月六日拝領物成通帳	寛政七年(1795)十一月六日	40	〔系図〕	(近世)
20	文化九年八月二日申物成通帳	文化九年(1826)八月二日	41	〔系図〕	(明治二十一年壬子七月廿一日カ)
21	〔綴〕	(近世)			



史料番号 7 正平 14 年 8 月 日 木屋行実軍忠状 (縦 27.8cm、横 40.7cm)



史料番号 15 柳川藩主書状 (縦 31.4cm、横 44.0cm)

指定案件

1 物件の表示

類 型 等	記念物 史跡
名 称	下唐原古墳群（しもとうばるこふんぐん） 能満寺1・2・3・4号墳（のうまんじ1・2・3・4ごうふん） 西方古墳（さいほうこふん）
員 数	5
所 在 地	築上郡上毛町字下唐原 1143-11、1588-1、1589、1590-1、1591-17
土地所有者	能満寺、個人
所有者の住所	築上郡上毛町ほか

2 物件の概要

下唐原古墳群は、山国川流域^{やまくにがわ}の丘陵上に立地する、能満寺1～4号墳と西方古墳の5基の古墳からなる。

能満寺1～4号墳は、円墳（1号墳）、方墳（2・4号墳）、前方後円墳（3号墳）で構成される。なかでも3号墳は、前方部の形状が左右非対称で、丘陵下の平野から望むことができる東側を意識して築造した全長約33mの前方後円墳である。古墳からは、銅鏡や鉄剣、ガラス玉、土器が出土しており、3世紀後半から4世紀前半頃にかけて、4号墳、2号墳、1号墳、3号墳の順で築造されたと考えられる。

西方古墳は、全長は約58mに復元される前方後円墳である。本古墳も、墳丘の東側を丁寧に造っていた痕跡が確認されており、能満寺3号墳と同様に、丘陵下の平野からの眺望を意識して築造されたと推測される。古墳からは、円筒埴輪の破片が出土しており、4世紀末頃に築造された、能満寺3号墳に後出する首長墳と考えられる。

本件は、山国川流域における古墳時代前期（3世紀後半から4世紀）の古墳であり、2つの前方後円墳は、当該期の首長墳と位置付けることができる。ともに丘陵下の平野部からの景観を意識して造られていることから相互の関係性があることがわかる。

また、能満寺2・3号墳では、国産や舶載の銅鏡が副葬されており、古墳の形態も併せて考えると、畿内との関係性があったと想定される。

本古墳群は、山国川流域の首長墓系列では、数少ない前期古墳であり、豊前地域のほかの首長墓系譜を含めて考えることで、古墳時代前期における地域社会の動向を知ることができる県内でも稀有な文化財である。



图1 下唐原古墳群位置図

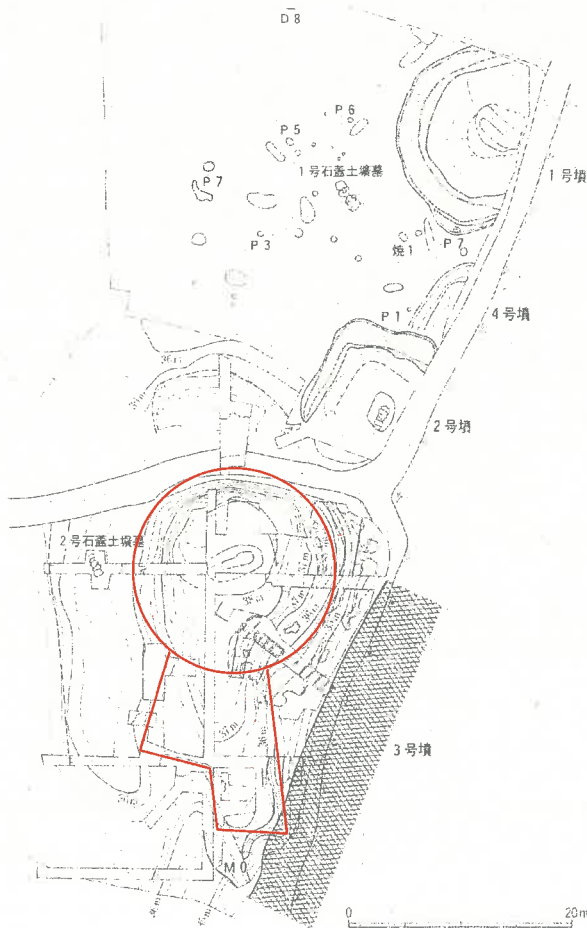


图2 能満寺1～4号墳実測図

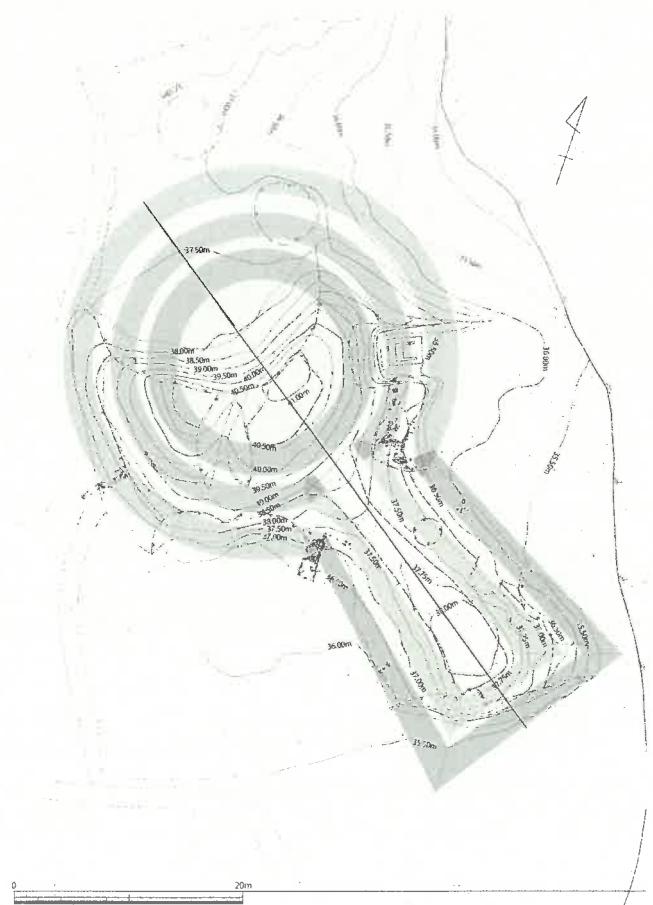


图3 西方古墳復元実測図



写真1
能満寺1～4号墳から西方古墳を臨む（西から）



写真2
能満寺1～4号墳全景（南上空から）



写真3
能満寺2・3号墳全景（西上空から）



写真4
能満寺2号墳出土銅鏡



写真5
西方古墳遠景（西から）



写真6
西方古墳前方部（北から）

追加指定兼名称変更案件

1 物件の表示

類 型 等	記念物 史跡
名 称	中間唐戸の水門（なかまからとのすいもん）
員 数	1
所 在 地	中間市大字中間 8150、4014 の 7 番地の地先
土地所有者	中間市
所有者の住所	中間市中間 1 丁目 1 - 1
指定年月日	昭和58年 3 月19日
変更後の名称	堀川（ほりかわ） 中間唐戸（水門）（なかまからと（すいもん）） 吉田・大膳間切貫（よしだ・だいぜんかんきりぬき）
員 数	2
追加指定	吉田・大膳間切貫（よしだ・だいぜんかんきりぬき）
追加指定 所在地	北九州市八幡西区大膳 2 丁目水路の一部、遠賀郡水巻町吉田 6000 のうち一部、2086-1 のうち一部 計 4,441 m ²
土地所有者	国土交通省（福岡県北九州市土整備事務所管理）、水巻町
所有者の住所	北九州市八幡西区則松 3 丁目 7-1、遠賀郡水巻町頃末北 1 丁目 1-1

2 物件の概要

堀川は、江戸時代に掘削された約 12km にわたる運河である。黒田長政により遠賀川の分水路を洞海湾まで流す計画が立てられ、元和 7 年（1621）に工事に着手したが、掘削困難な箇所があり、3 年で工事は中止された。120 余年後に再び開削計画が持ち上がり、宝暦元～9 年（1751～59）、最も難所である全長 400m の吉田・大膳間切貫が開通し、宝暦 12 年（1762）に中間唐戸、文化元年（1804）に寿命唐戸が完成した。

江戸時代には、年貢米などを大坂へ廻漕するための水運機能のほか、灌漑用水路として周囲の耕地を潤した。また、明治時代には筑豊炭田から採掘した石炭の輸送路として、多くの川艀が通行していたが、明治 24 年（1891）に鉄道が直方～若松間で開通したことで水運機能は徐々に衰退した。

今回追加指定しようとする吉田・大膳間切貫は、宝暦元年から 9 年にかけて開削した切貫部分で、全長約 456m、幅約 6 m に渡り、最大 14m の高さの岩盤を削り出して造られている。周囲は砂岩質で掘削しやすい岩盤ではあるものの、堀川の中でも掘削の高さが最大であることから、最も工事が難航したとされている。これまでの調査により矢穴

こん
痕や工具痕が確認されており、複数の技法を用いながら石割と石材の切り出しを行い、上部から順次工事を進めたことが分かっている。また、壁面には文字が刻まれた箇所があり、「三尺五寸」などの法量^{ほうりょう}に関する文字が見つかった。

堀川は、今ではほとんどが水路として整備されており、当時の状況を良好に残す箇所は一部に留まる。今回追加指定をしようとする切貫は、近世における運河の切貫部分の中では、我が国でも最大規模のものである。また、文献史料からもたびたび工事を中止する原因の一つとなった掘削困難箇所に当たることが分かっており、現地で複数の技法を駆使しながら施工した痕跡が良好にみられるなど、当時の大規模な土木工事の様子を知ることができる県内でも稀有な文化財である。

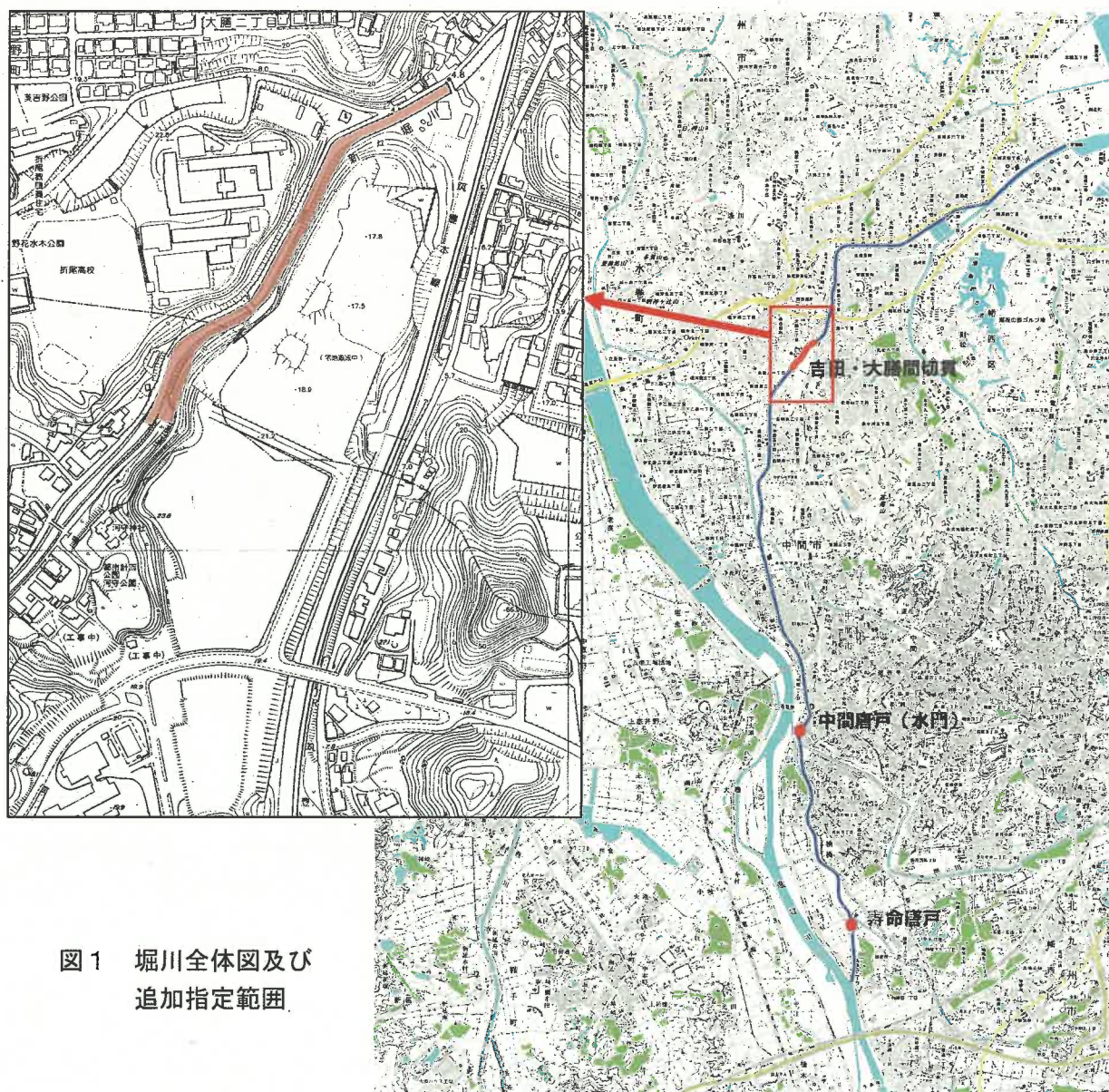


図1 堀川全体図及び追加指定範囲



写真1 堀川（吉田・大膳間切貫）



写真2
線刻文字「文」（西から）
（平成17年調査時）



写真3
線刻文字「三尺五寸」（西から）
（平成17年調査時）